

米国関税措置に係る中小企業支援機関等の情報連絡会議

日時：令和 7 年 4 月 11 日（金）11 時～

場所：県庁北館 2 階 第一会議室

1 開 会

2 連絡事項

(1) 広島県

(2) 中国経済産業局

(3) 中国財務局

(4) 広島労働局

3 意見交換

4 閉会

米国関税措置に係る中小企業支援機関等の情報連絡会議 出席機関

【中小企業支援機関】

広島県商工会議所連合会

広島県商工会連合会

広島県中小企業団体中央会

公益財団法人ひろしま産業振興機構

独立行政法人日本貿易振興機構広島貿易情報センター

【金融機関】

一般社団法人広島県銀行協会

【行政機関】

中国経済産業局

中国財務局

広島労働局

広島県

米国関税措置に関する状況及び県における当面の対応

1 米国関税措置の概要

- ・ 世界各国からの輸入品に対して「相互関税」をかけると公表。
 - ・ 各国に一律 10%の関税（「基本税率」）をかけた上で、国・地域（日本を含めた 57 か国・地域）ごとに異なる税率を上乗せ（「上乗せ税率」）。
 - ・ 日本には合計で 24%の追加関税を適用。「基本税率」は 4 月 5 日から発動。「上乗せ税率」は 4 月 9 日から発動（ただし、90 日間の停止措置が発表）。
 - ・ 自動車など分野別に課す追加関税（※）は相互関税の対象から除外。
- ※ 自動車：25%（4／3 発動）
鉄鋼・アルミニウム：25%（3／12 発動）

2 県における当面の対応

(1) 基本的な対応

- ・ この度発表された関税措置は、県内企業や県経済に対し大きな影響が生じる可能性があるとの認識。
- ・ 特に、本県の基幹産業である自動車産業については米国への輸出が多く、サプライヤー企業への影響も懸念。
- ・ 現時点では、具体的な影響が不透明であるため、今後とも、米国政府の動向を注視するとともに、関係機関と連携して、県内企業への影響等についての的確に把握。

(2) 当面の支援策

ア 相談窓口の設置

設置場所：経営革新課（9 時～12 時、13 時～17 時（平日のみ））

電話番号：金融支援に関すること 082-513-3321（金融企画グループ）
（県制度融資の紹介等）

経営支援に関すること 082-513-3371（経営支援グループ）
（生産性向上に係る支援策の紹介等）

相談開始日：令和 7 年 4 月 8 日（火）

イ 資金繰り支援

県制度融資による資金繰りの支援 ※ 別紙「広島県制度融資のご案内」参照

（例）

資金名：緊急経営基盤強化資金

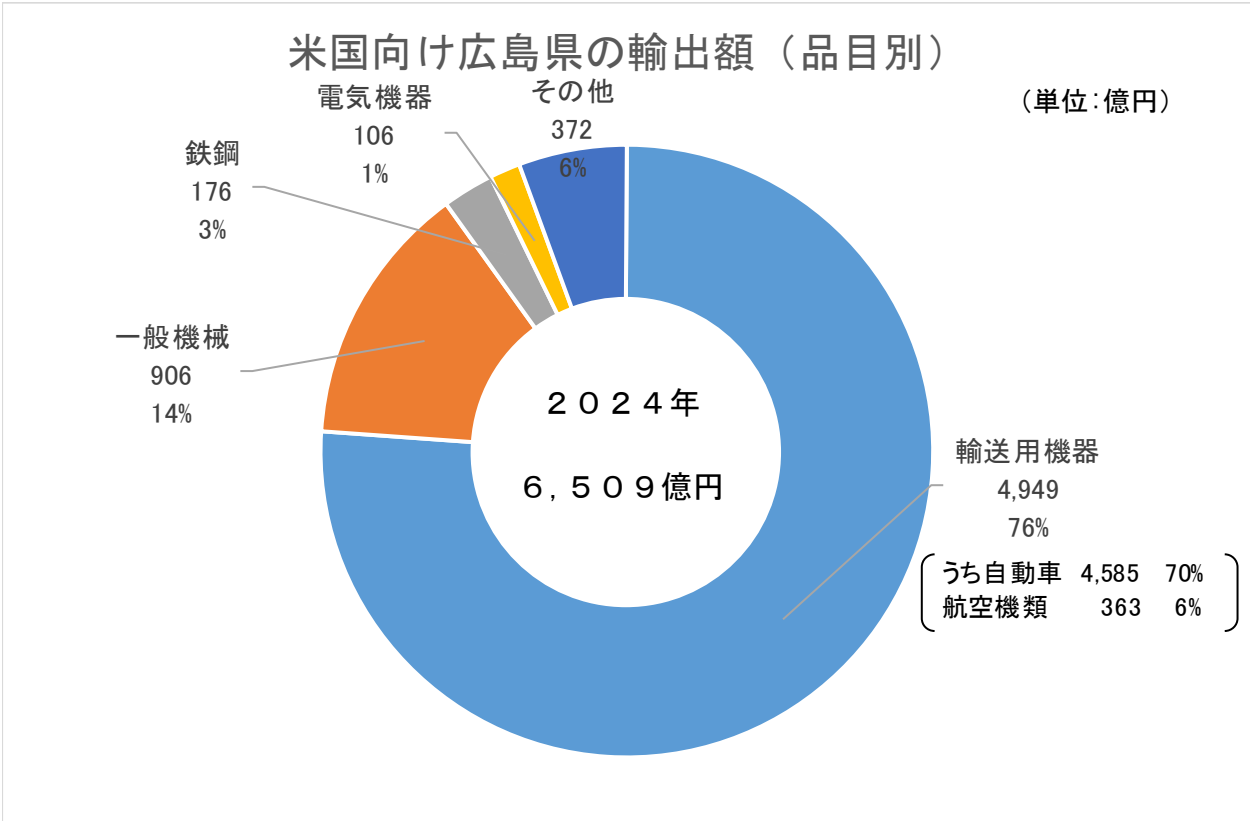
対象者：経営環境変化等により売上や売上総利益等が 5%以上減少している者等

融資限度額：4,000 万円

融資期間：10 年以内（据置 1 年以内）

貸出利率：0.9%～1.3%（固定金利）

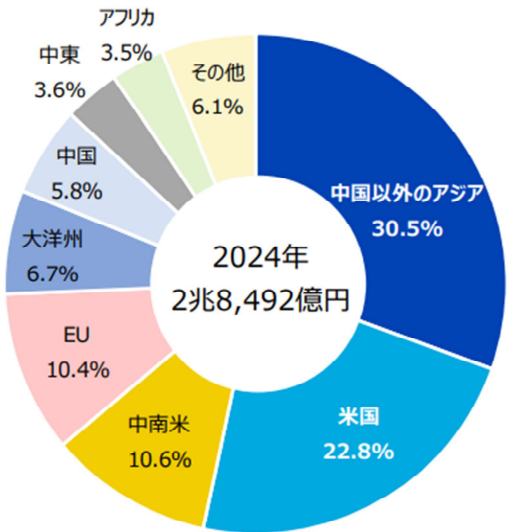
信用保証料率：0.40%～1.23%



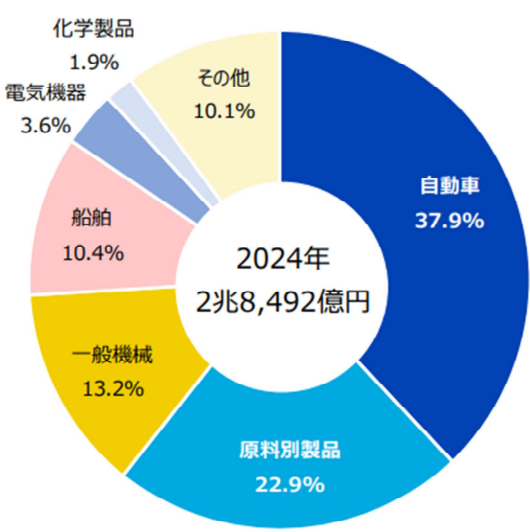
出典：ひろぎんホールディングス経済産業調査部提供データをもとに県で加工

広島県の輸出額

【国・地域別構成比】



【品目別構成比】



出典：ひろぎんホールディングス経済産業調査部「広島県の経済・産業（2025年版）」

広島県制度融資のご案内

広島県制度融資とは

広島県が金融機関及び広島県信用保証協会と協調し、県内の中小企業のみならずに必要な事業資金を円滑に供給するために設けた、金融機関を取扱窓口とした融資制度です。



融資の対象となる方

県内に事業所を有し、原則として引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業者（個人事業主を含む）、事業協同組合等（創業支援資金等は、この限りではありません。）

対象事業者

1 中小企業者

資本金又は従業員数のどちらかが右表に該当する方

2 小規模企業者

中小企業者のうち、従業員が20人（商業・サービス業は5人（宿泊業・娯楽業・旅行業は20人））以下の企業等
※ 消費生活協同組合は除く

3 組合等

事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、商工組合及び商店街振興組合並びにこれらの者で組織する連合会

対象業種

区 分		資本金	従業員数
会社・個人	製造業等（建設業・運輸業等を含む）	3億円以下	300人以下
	ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業、工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
	卸売業	1億円以下	100人以下
	小売業（飲食店を含む）	5千万円以下	50人以下
	サービス業	5千万円以下	100人以下
	ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅行業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下
医療法人等（医業を主たる事業とする法人）		—	300人以下
消費生活協同組合		—	—
特定非営利活動法人		—	上記会社・個人に準ずる

- 信用保証協会の保証対象業種が融資の対象となります。
- 政治・経済・文化団体、宗教法人等は融資の対象とはなりません。

制度の概要

※別途、対象要件があります。（詳細は中面 制度一覧をご確認ください。）



一般的な事業資金が必要な方

①一般資金 ②流動資産担保資金 ③小口資金
④無担保資金 ⑧無担保スピード保証融資

売上減少など経営に支障が出ている方
事業再生に取り組む方

⑤セーフティネット資金（国指定） ⑦緊急経営基盤強化資金
⑥自然災害・倒産防止等資金（県指定等） ⑨借換資金
⑩事業再生支援資金 ⑩特別資金

既存資金の借換をしたい方

⑧借換資金 ⑨事業再生支援資金
⑩無担保スピード保証融資

創業資金が必要な方

⑪創業支援資金

事業承継に取り組む方

⑫事業承継支援資金

事業規模の拡大をする方
新事業展開に取り組む方

⑬事業活動支援資金 ⑭新成長分野支援資金
⑮デジタル投資促進資金

人材確保に取り組む方
人的資本経営に取り組む方

⑯雇用促進等支援資金
⑰人的資本経営推進資金



◆県費預託融資制度一覧

【表示している貸出利率は、令和7年4月1日適用のものであり、金融情勢により変更する場合があります。】

制度名		対 象 者	限 度 額	使 途 ・ 融資(据置)期間	貸出利率 (固定金利、%/年)		信用保証 料率
					信用 保証付	信用 保証なし	
経営 安定 融資	① 一般資金	中小企業者・組合等	中小企業者 9,000万円 組合等 12,000万円	運 転 10年(1年) 設 備 10年(3年)	【3年以内】 1.6 【5年以内】 1.8 【10年以内】 2.0	左記に +0.3	料率A
	② 流動資産 担保資金	売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者 【流動資産担保融資保証適用】	3,000万円	運転・設備 1年	1.6	—	年0.68%
小 規 模 融 資	③ 小口資金	従業員20人(商業・サービス業5人(宿泊業・娯楽業は20人))以下の小規模企業者並びに事業協同小組合、小規模な企業組合及び協業組合で、小口零細企業保証又は特別小口保証※の対象となる者 ※特別小口保証利用の場合は、租税を完納していること	2,000万円	運転※・設備 10年(6月) ※特別小口保証適用時は 運転7年(6月)	【3年以内】 1.1 【5年以内】 1.3 【10年以内】 1.5	—	料率B※ ※特別小口保証 適用時は 年0.6%
	④ 無担保資金	担保の提供が困難な従業員20人(商業・サービス業5人(宿泊業・娯楽業は20人))以下の小規模企業者並びに原則として小規模企業者により構成される組合等及びその構成員		運転・設備 10年(6月)			料率B
緊 急 対 応 融 資	⑤ セーフティ ネット資金 (国指定)	次のいずれかに該当する中小企業者・組合等 ア 国が指定した取引先の倒産、生産調整、事故、災害又は取引金融機関の破綻によって影響を受けている者 【経営安定関連保証1〜4号、6号適用※】 ※事業所の所在地を管轄する市町の認定が必要 イ 全国的な大規模経済危機・災害等の影響を受けている者 【危機関連保証適用※】 ※事業所の所在地を管轄する市町の認定が必要 ウ 激甚災害を受けたことについて市町の証明(り災証明)のある者 【災害関係保証適用】	中小企業者 8,000万円 組合等 16,000万円	運 転 10年(1年) 設 備※10年(3年) ※災害時のみ利用可 運転・設備 10年(2年) 運 転 10年(1年) 設 備 10年(3年)		—	年0.7%
	⑥ 自然災害・ 倒産防止等 資金 (県指定等)	県が指定した取引先の倒産、事故並びに市町の証明(り災証明)した災害によって影響を受けている中小企業者・組合等	中小企業者 4,000万円 組合等 8,000万円	運 転 10年(1年) 設 備※10年(3年) ※災害時のみ利用可	【3年以内】 0.9 【5年以内】 1.1 【10年以内】 1.3	左記に +0.3	料率B
	⑦ 緊急経営基 盤強化資金	次のいずれかに該当する中小企業者・組合等 ア 経営環境の変化等により、売上や売上総利益率等が5%以上減少、又は経常損失に転じるなど経営の悪化を来しているが、中長期的(概ね3年後)には業績が回復する見込みのある者 イ 経営の危機を克服する見込みや企業再建により再生の見込みがあるとして、関係団体(商工会議所、商工会、広島県商工会連合会又は広島県中小企業活性化協議会)の推薦を受けた者 ウ 国が認定した事業活動に著しい支障を生じている業種であって、経営の安定に支障を生じている者 【経営安定関連保証5号適用※】 ※事業所の所在地を管轄する市町の認定が必要	4,000万円	運 転 10年(1年)		左記に +0.3	料率B※ ※経営安定関連 保証適用時は 年0.7%
	⑧ 借換資金	緊急経営基盤強化資金の要件を満たし、かつ、県費預託融資の借入残高のある中小企業者・組合等	8,000万円 (うち新規運転資金 4,000万円)	借 換※ 10年(1年) ※新規の運転資金も可		—	
	⑨ 事業再生 支援資金	次のいずれかに該当する中小企業者・組合等 ア 経営支援機関等(商工会議所、広島県商工会連合会、商工会、広島県中小企業活性化協議会及び金融機関)の支援を受けて策定した計画に基づき経営改善等に取り組み、経営支援機関等から推薦を受けた者であって、一定の財務要件等を満たす者 イ 保証付き既存借入金について返済条件の緩和を行っており、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う者 【条件変更改善型借換保証適用】 ウ 中小企業活性化協議会等の指導・助言又は経営サポート会議による検討等により作成された事業再生計画に従って事業再生に取り組む者 【事業再生計画実施関連保証適用】	20,000万円 (うち新規運転資金 4,000万円)	借換・運転・設備 10年(1年) 借換・運転・設備 15年(1年)	金融 機関 所定	—	料率B 年0.8% 又は 年1.0%
	⑩ 特別資金	緊急対応が必要であるとして知事が定める者	知事が別に定める				
産 業 支 援 融 資	⑪ 創業 支援資金	次のいずれかに該当する者 ・ 現在事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有している個人又は中小企業者である会社 ・ 創業した日から5年未満である中小企業者等 ・ 分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の会社 ・ 個人が新たに事業を開始後に法人成りし、個人事業開始後5年未満の中小企業者 【創業関連保証等適用】	3,500万円	運転・設備 10年(1年)	【3年以内】 0.9 (0.6) 【5年以内】 1.1 (0.8) 【10年以内】 1.3 (1.0) ※()は 設備	—	年0.63% 又は 年0.81%

(注)1 広島県信用保証協会の特別保証制度を利用する場合は、協会の特別保証料率・保証期間等を適用します。
2 設備資金に運転資金を加え、一体として融資実行する場合は、運転資金の貸出利率・融資期間を適用します。

制度名		対 象 者	限 度 額	使 途・ 融資(据置)期間	貸出利率 (固定金利、%/年)		信用保証 料率
					信用 保証付	信用 保証なし	
産業 支 援 融 資	⑫ 事業承継 支援資金	次のいずれかに該当する中小企業者等 ア 事業承継に関する認定を受けた者及びその代表者個人 【経営承継関連保証等適用】	20,000万円 (うち新規運転資金 6,000万円)	運 転※ 10年(1年) 設 備 15年(1年) ※認定内容によっては借換も可 借換・運転・設備※ 10年(1年) ※対象者(イ)は借換のみ	—	—	料率C ※一定の要件を満 たす者は 料率Dを適用
		イ 次のいずれかに該当し、かつ一定の財務要件を満たす者 【事業承継特別保証適用】 (ア) 3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (イ) 一定の期間内に事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの					
	⑬ 事業活動 支援資金	次のいずれかに該当する中小企業者・組合・特定事業者等 ア 次のいずれかの事業を行おうとする者又は該当する者 (ア) 「経営革新計画」「経営力向上計画」の承認若しくは認定を受けた事業 (イ) 「先端設備等導入計画」「事業継続力強化計画」「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた事業 (ウ) 新分野へ進出(事業転換・多角化)するための事業 (エ) 中心市街地活性化法・地域商店街活性化法の認定を受けた事業 (オ) 県内の公的産業団地への新規進出 (カ) 「地域経済率引計画」の承認を受けた事業 (キ) 県内に事業所を有する又は県外企業で新たに事業所を設ける者のうち「ひろしまユニコーン10プロジェクト」「ひろしまサンドボックス」に採択された者、「広島県企業立地促進助成制度」による助成金の奨励指定又は交付決定を受けた者 イ (公財)ひろしま産業振興機構が実施する「中小企業成長プラン策定支援事業」による評価書の発行を受けた者	20,000万円 (うち運転資金 6,000万円)	運 転 10年(3年) 設 備 15年(3年)			料率C
	⑭ 新成長分野 支援資金	成長分野(健康・医療関連、環境・エネルギー、航空機関連、観光分野)の事業を行い、設備投資等により売上高又は販売数量の増加を図る中小企業者・組合等	20,000万円 (うち運転資金 6,000万円)	運 転 10年(3年) 設 備 15年(3年)			
	⑮ デジタル投資 促進資金	次のいずれかに該当する中小企業者・組合等 ア 業務効率化などによる生産性向上に向けたITツールの導入を行う者 イ デジタル技術を活用して新たなビジネスモデルの構築や販路の開拓・拡大等に取り組む者 ウ ア、イの実践に向けて、ITコンサルタント等の外部人材の活用や人材育成に取り組む者	20,000万円 (うち運転資金 6,000万円)	運 転 10年(3年) 設 備 15年(3年)			
労働 支 援 融 資	⑯ 雇用促進等 支援資金	次のいずれかに該当する中小企業者・組合等 ア 新たに正社員を雇用(非正社員からの転換を含む)する者 イ 新たに障害者又は65歳以上の高齢者を常用雇用する者 ウ 障害者又は65歳以上の高齢者の雇用促進・維持を図るための施設・設備の設置又は改善の事業を行う者 エ 最低賃金を上げる者	7,000万円	運 転 10年(1年) 設 備 10年(3年)	【3年以内】 1. 1 (0. 8) 【5年以内】 1. 3 (1. 0) 【10年以内】 1. 5 (1. 2) 【10年超】 — (1. 4) ※(イ)は設備	左記に +0. 3	料率C
	⑰ 人的資本経営 推進資金	次のいずれかに該当する中小企業者・組合等 ア 「広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度」に登録し、登録の際に宣言した仕事と家庭や介護との両立支援に係る取組内容を実施するための事業を行う者 イ 女性活躍推進法の「一般事業主行動計画」を実施するための事業を行う者 ウ 「働き方改革実施企業」に該当する者 エ 「広島県リスクリリング推進宣言企業」に該当する者 オ 「人的資本経営推進企業」に該当する者	7,000万円	運 転 10年(1年) 設 備 10年(3年)			

◆無担保スピード保証融資制度

制度名	対 象 者	限 度 額	使 途・ 融資(据置)期間	貸出利率 (%/年)	信用保証 料率
⑱ 無担保スピード 保証融資	次のすべてを満たす中小企業者 - 県内に事業所を有し、信用保証対象業種に属する事業を営んでいること - 引き続き1年以上同一事業を行っていること - 申込金融機関と正常な与信取引があり、かつ返済能力があること - 直近2期の決算書等を提出できること - 信用保証協会の保有する審査システムによる判定結果が一定水準以上であること 等	3,000万円 ※運転資金は、原則として直近決算の平均月商の3か月以内 ※新型コロナウイルス感染症対応資金及び事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)を除く総保証債務残高が8,000万円以内、かつ、保証後の総借入残高は原則として直近決算の年商以内	運転・簡易な設備 10年(6月)	金融機関所定 (固定・変動 4. 0%以下)	料率A

◆信用保証料率

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	備 考
料率A	1. 90	1. 75	1. 55	1. 35	1. 15	1. 00	0. 80	0. 60	0. 45	基本保証料率
料率B	1. 23	1. 13	1. 08	0. 94	0. 86	0. 75	0. 60	0. 54	0. 40	広島県及び広島県信用保証協会の負担により引き下げた料率
料率C	1. 04	0. 96	0. 92	0. 80	0. 74	0. 65	0. 52	0. 48	0. 35	
料率D	0. 95	0. 80	0. 65	0. 50	0. 40	0. 30	0. 20	0. 10	0. 00	

(注)1 令和7年4月1日現在の料率であり、その後の信用保険料の改定等により変更する場合があります。
2 ①から⑨の区分は、融資申込者の経営状況等により広島県信用保証協会が決定します。
3 「事業者選択型経営者保証非提供制度」を適用する場合は、+0. 25%又は+0. 45%。

お申し込み先

次の各取扱金融機関へお申し込みください。

※現在、金融機関と取引のない方などは、まず信用保証協会に申し込みを行い、金融機関の紹介を受けることもできます。

	県費預託融資制度	無担保スピード保証融資制度
銀行	広島銀行、もみじ銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行 四国銀行、西日本シティ銀行、山陰合同銀行、西京銀行 鳥取銀行、百十四銀行、愛媛銀行、香川銀行、トマト銀行 りそな銀行	広島銀行、もみじ銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行 四国銀行、西日本シティ銀行、山陰合同銀行、西京銀行 百十四銀行、愛媛銀行、香川銀行、トマト銀行、りそな銀行
信用金庫	広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫 広島みどり信用金庫	広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫 広島みどり信用金庫
信用組合	広島市信用組合、広島県信用組合、備後信用組合 両備信用組合、信用組合広島商銀、朝銀西信用組合 笠岡信用組合	広島市信用組合、広島県信用組合、備後信用組合 両備信用組合、信用組合広島商銀、笠岡信用組合
その他	商工組合中央金庫	商工組合中央金庫

○ 取扱金融機関へ提出された書類に記載されている個人情報については、制度の適切な運用に必要な範囲で、県において利用する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

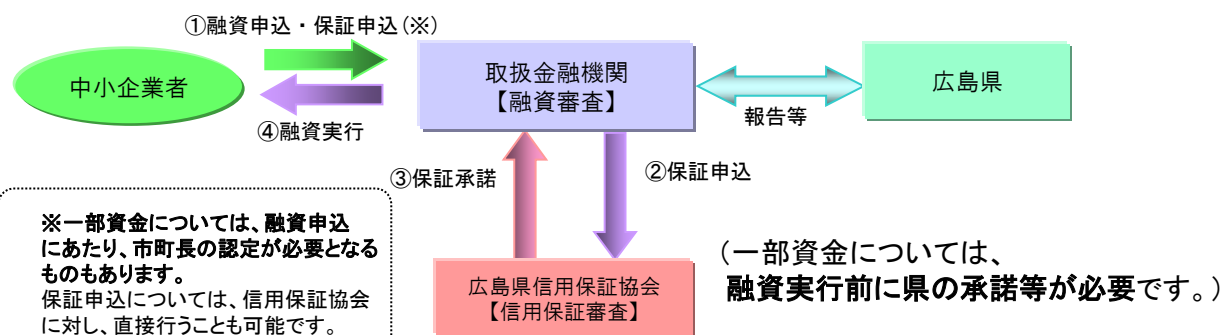
融資の決定について

融資決定は、最終的に金融機関の判断によって行われます。

また、一部の資金を除き広島県信用保証協会の信用保証承諾が必要です。



【融資までの一般的な流れ】



お問い合わせ先

【制度融資に関すること】

広島県 商工労働局 経営革新課
TEL: 082-513-3321
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

広島県公式ホームページ

広島県制度融資のご案内

検索

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/75/1168587452727.html>



【信用保証に関すること】

広島県信用保証協会

- | | | |
|---------|--|--------------------|
| ・ 本 所 | (〒730-8691 広島市中区上幟町3-27) | TEL 082-228-5501) |
| ・ 福山支所 | (〒720-0065 福山市東桜町1-21 エストパルク7階) | TEL 084-923-4893) |
| ・ 呉 支 所 | (〒737-0045 呉市本通4-7-1 呉商工会議所ビル4階) | TEL 0823-21-9281) |
| ・ 備北支所 | (〒728-0021 三次市三次町1843-1 三次商工会議所ビル1階) | TEL 0824-62-3917) |

米国の関税措置に対する国内対応について

2025年4月8日

米国の自動車に対する追加関税措置及び相互関税措置への対応

- 米国の自動車に対する追加関税措置及び相互関税措置は、今後、国内産業の広範囲に影響が及ぶ可能性があるため、しっかりと精査し、我が国産業や雇用を守るために必要となる支援に万全を期す。
- 経済産業省では、4月3日に「米国関税対策本部」を設置。国内産業の影響の精査や、必要な対応の検討を加速。加えて、短期の支援策を3つの柱で以下のとおり実施。

①全国の特別相談窓口の設置

- 各地の経済産業局、政府系金融機関、商工団体、中小企業基盤整備機構等に特別相談窓口を設置（全国約1,000箇所）。必要な周知広報を徹底。
- 「プッシュ型の影響把握」として、副大臣や政務官が自動車産業が集積している地域に訪問し、部品サプライヤー等との意見交換を行い、現地の声をしっかりと確認。

②資金繰りや資金調達への支援

- 関税影響を受けた中小企業向けにセーフティネット貸付の利用要件（売上高前年同期比5%以上減）を緩和。また、官民金融機関に対し影響を受ける中小企業の相談に丁寧に応じるよう要請。
- 日本貿易保険（NEXI）を通じ、海外子会社への融資に対する保険を付与。また、関税措置に起因した損失を、NEXI輸出保険のカバー対象に。

③中堅・中小自動車部品サプライヤーの事業強化のための支援

- 中堅・中小自動車部品サプライヤーに対して経営アドバイスや施策紹介等を行う「ミカタプロジェクト」や、設備投資等に対する支援策（ものづくり補助金、新事業進出補助金の優先採択）を展開。
- サプライチェーンにおいて適切な価格転嫁が阻害されないよう、関係業界に対し要請。

特別相談窓口の設置

- これまでのJETROに加え、政府系金融機関、商工団体、中小機構の各地域本部、各地の経済産業局など、全国約1,000力所に相談窓口を設置。
- 中小・小規模事業者の皆様方の御懸念・御不安・御相談に、きめ細かく対応するとともに、関係業界への影響を調査・把握。

<特別相談窓口の設置機関・設置数>

設置機関	設置数
地方経済産業局	9
日本政策金融公庫	219
沖縄振興開発金融公庫	5
商工中金	102
信用保証協会	51
商工会議所	515
商工会連合会	47
中小企業団体中央会	47
よろず支援拠点	47
全国商店街振興組合連合会	1
中小企業基盤整備機構	10
日本貿易保険（NEXI）	2
合計	1,055

<各地方局での相談窓口>

四国局



中国局



近畿局



沖縄局



プッシュ型の影響把握①（4/7 古賀副大臣の群馬訪問）

- 窓口で相談を待つだけでなく、こちらから声がけし、現場の声を積極的に拾う「プッシュ型の影響把握」をただちに開始。
- 4/7には古賀副大臣が群馬を訪問し、現地の自動車メーカーやサプライヤーと直接意見交換。これを皮切りとして、大臣以下政務、事務方幹部一体となって、切れ目なく取組を進める。

<古賀副大臣の群馬訪問 結果概要>

訪問日時 : 4月7日（月）
訪問・意見交換先 : 自動車メーカー 1社（株式会社SUBARU）
自動車サプライヤー 計6社

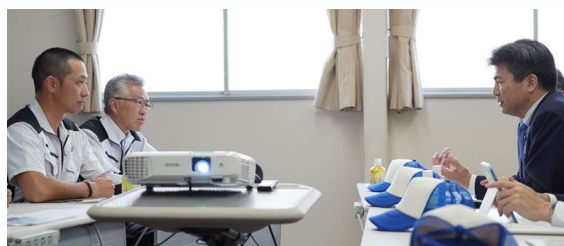
企業からの主なご意見

- ・現時点では、どのような影響が出るかまだよくわからないが、今後の先行きが見えず大変に不安。相談窓口はありがたい。政府には引き続き、迅速・きめ細かな情報発信をしてもらいたい。
- ・仮に今後発注が減少した場合の資金繰りや雇用維持への不安が非常に大きい。
- ・リスクに強くなるためにも、自動車以外の分野への進出など経営の高度化が重要。設備投資など前向きな取組を応援してもらいたい。

<スバルとの意見交換>



<池田製作所との意見交換>



<サプライヤーとの車座>



プッシュ型の影響把握②（主要業界との直接の意見交換）

- 米国の関税措置を控え、2月末、武藤経産大臣と鉄鋼・アルミ業界及び自動車業界の意見交換を実施し、業界から関税措置にかかる率直な意見を聴取。
 - 両業界からは、日本の産業による米国へのこれまでの貢献のアピールや、我が国製品の追加関税からの除外の働きかけ等について、日本政府への依頼の声があった。
- 加えて、取引適正化の要請を行うため、サプライチェーンの裾野が広く中小企業の賃上げに対する影響が大きい業界である産業機械業界（4/7月）及び自動車業界（4/8火）との意見交換を実施。
 - あわせて、米国の関税措置が各業界のサプライチェーンに影響が及ぶ可能性について触れながら、中堅中小の部品メーカーとの適正な取引を要請。

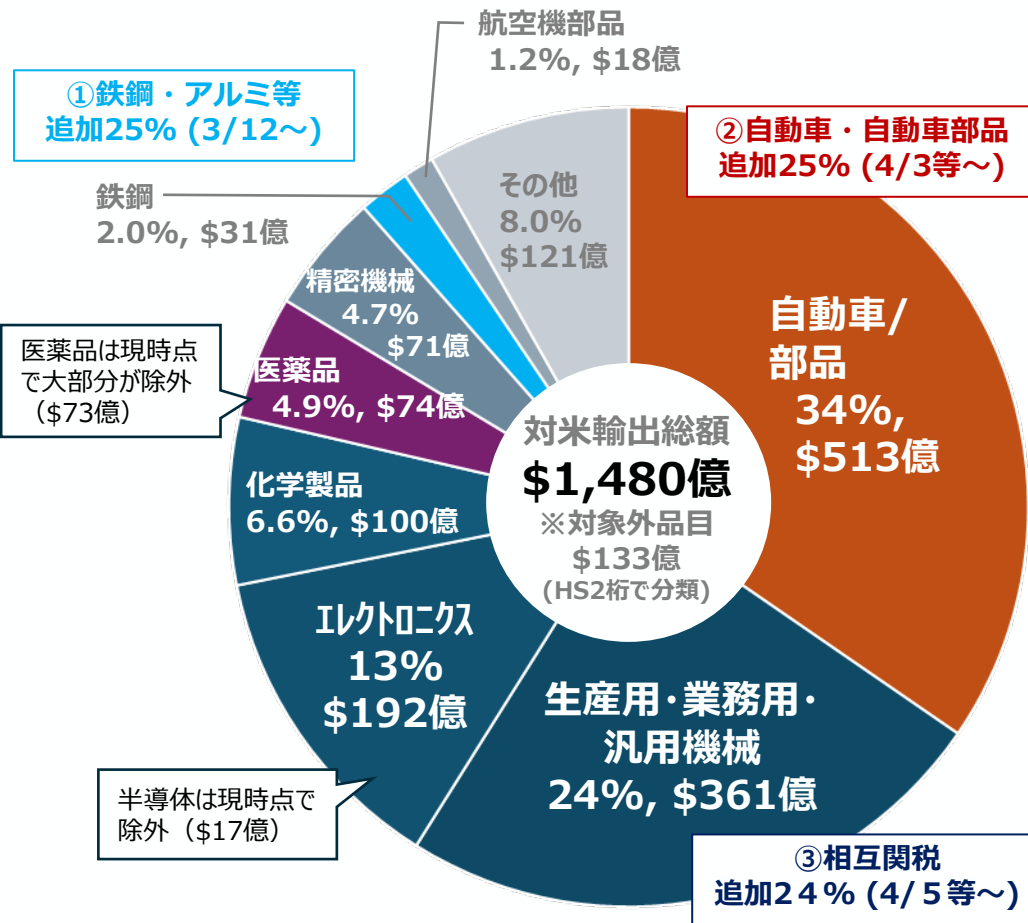
<鉄アルミ業界及び自動車業界との意見交換（2/25）>



<産業機械業界との意見交換（4/7）>



米国の日本からの輸入品目(2024年)と追加関税の賦課状況



- 米国への輸出（約22兆円）の過半の品目への追加課税が公表。
 - 鉄鋼・アルミ製品及びその派生品
 - 自動車及び自動車部品
 - 相互関税
- 幅広い業界や企業へのヒアリングを実施し、国内産業への影響精査中。

【参考】

- 現地生産が困難な製品など、関税の影響が比較的小さい品目も存在（企業・製品によって影響に差）。
- （日本からの対米輸出だけでなく）アジア等の海外生産拠点からの対米輸出が関税の影響を受ける企業も存在。

（注）上図では、次の点を考慮していない。

- 鉄鋼・アルミ派生品（例：アルミ製のエアコン部品）への関税（①）については、関税コード上、他の製品分類に入る製品にも賦課される。
- 相互関税の対象となる区分の中にも、関税コードの細分（HS 8 桁レベル）で除外される品目が多数存在。

(参考) 米国の日本からの輸入品目 (HSコード4桁ベース : 2024年)

	HSコード	品目名	輸入額 (億ドル)	割合 (%)
自動車・自動車部品関税 +25%	1 8703	乗用車その他自動車	408	27
	2 8708	自動車部品	74	5
	3 8429	建機（ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル）	53	4
	4 3002	医療品（血液等の免疫産品、ワクチン、毒素、細胞培養物等）	53	4
	5 8486	半導体製造装置	40	3
	6 8443	印刷機並びに部分品及び附属品	32	2
	7 8507	蓄電池	30	2
相互関税+24% ※ただし医薬品・半導体等の 対象外品目有	8 8411	ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン	21	1
	9 9018	医療用機器	21	1
	10 3824	鑄造用の薬剤（鑄物用の鑄型又は中子の調製粘結剤、化学品、調整品）	20	1
	11 3004	医薬品	19	1
	12 8807	航空機部品	18	1
	13 8409	航空機用・船舶用エンジン部品	16	1
	14 8504	変圧器、整流器、インダクタ	15	1
	15 8407	航空機用・船舶用エンジン	15	1

米国の自動車関税発効等を受けた 短期の支援策

2025年4月3日

経済産業省

自動車等に対する米国の追加関税措置への対応（短期）

①相談窓口の設置

- 各地の経済産業局、政府系金融機関、商工団体、中小企業基盤整備機構等に特別相談窓口を設置（全国約1,000箇所）。

②資金繰り・資金調達支援

- 関税影響を受けた中小企業のセーフティネット貸付の利用要件の緩和。
- 官民金融機関に対し影響を受ける中小企業の相談に丁寧に応じるよう要請。
- NEXIを通じた海外子会社への融資に対する保険の付与。
- 関税措置に起因した損失を、NEXI輸出保険のカバー対象に。

③中堅・中小自動車部品サプライヤーの事業強化

- 地域の中堅・中小自動車部品サプライヤーに対して経営アドバイスや施策紹介等を行う「ミカタプロジェクト」や、設備投資等に対する支援策（ものづくり補助金、新事業進出補助金の優先採択）の展開。
- サプライチェーンにおいて適切な価格転嫁が阻害されないよう、関係業界に対し要請。

①相談窓口の設置

- これまでのJETROに加え、政府系金融機関、商工団体、中小機構の各地域本部、各地の経済産業局など、**全国約1,000力所に相談窓口を設置**。
- 中小企業・小規模事業の皆様方の御懸念・御不安・御相談に、きめ細かく対応するとともに、関係業界への影響を調査・把握。

＜特別相談窓口の設置機関・設置数＞

設置機関	設置数
地方経済産業局	9
日本政策金融公庫	219
沖縄振興開発金融公庫	5
商工中金	102
信用保証協会	51
商工会議所	515
商工会連合会	47
中小企業団体中央会	47
よろず支援拠点	47
全国商店街振興組合連合会	1
中小企業基盤整備機構	10
合計	1,053

＜各地方局の窓口課＞

地域	主な窓口課
北海道局	総務企画部 国際課
東北局	地域経済部 製造産業課
関東局	産業部 製造産業課
中部局	産業部 産業振興課
近畿局	産業部 製造産業課
中国局	地域経済部 地域経済課
四国局	地域経済部 製造産業・情報政策課
九州局	地域経済部 製造産業課
沖縄事務局	経済産業部 地域経済課

②資金繰り・資金調達支援 ー資金繰り支援

セーフティネット貸付の要件緩和

- 日本政策金融公庫等が実施するセーフティネット貸付の要件を緩和し、支援対象を自動車部品メーカー等、米国の自動車に対する関税引上げ等の影響を受ける事業者にまで拡大。
- 「売上高前年同期比 5 %以上減」という要件を満たさなくても、関税引上げの影響を受けたことの説明があれば適用可能とする。

官民金融機関への相談呼びかけ

- 金融庁・財務省等とともに官民金融機関に対し、資金繰り等に重大な支障を来すことがないよう、影響を受ける中小企業の相談に丁寧に対応するよう要請。

②資金繰り・資金調達支援 ー資金繰り支援

セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）の概要

対象者

- 社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる中小企業・小規模事業者

対象要件

- 最近3ヶ月の売上高が前年同期または前々年同期に比べて5%以上減少等
→特別相談窓口が設置された事象による影響を受けた場合、数値要件を満たさずとも、資金繰りに著しい支障をきたしている又はきたすおそれがあれば対象

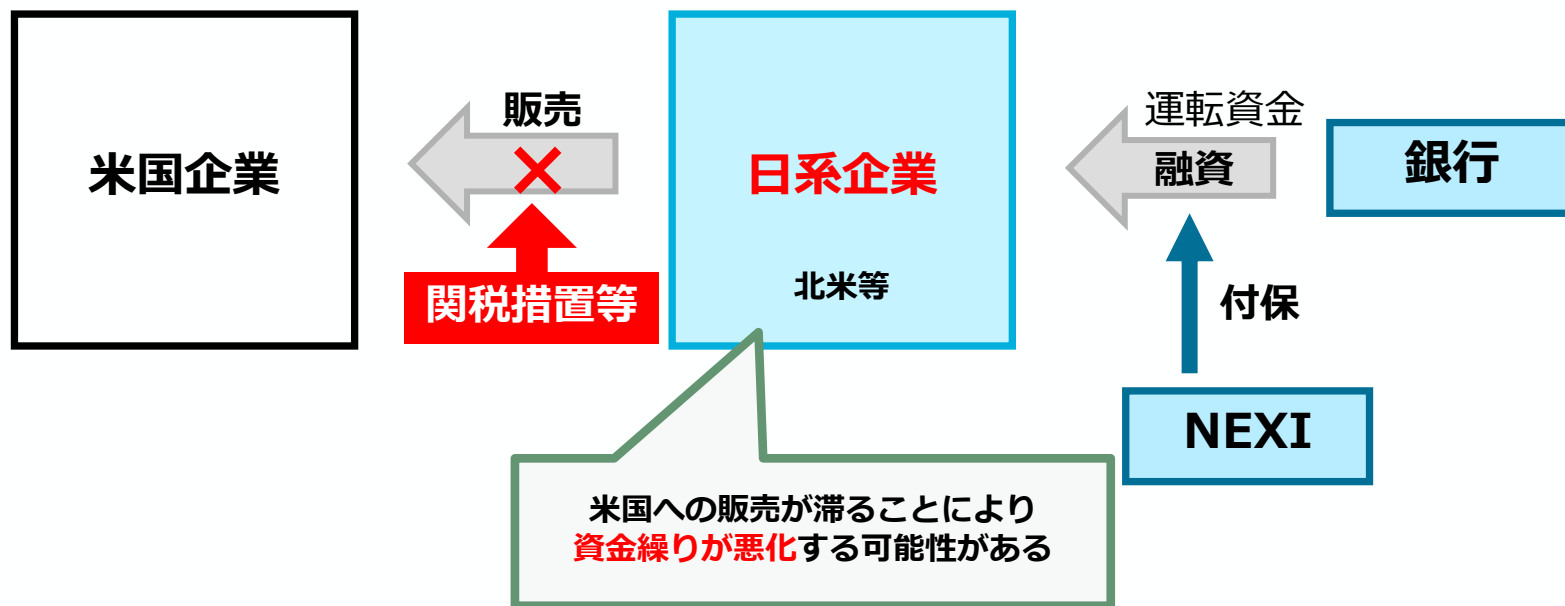
制度内容

- | | |
|---------|--|
| ➤ 対象資金 | 設備資金及び運転資金 |
| ➤ 貸付限度額 | 中小企業事業：7億2,000万円
国民生活事業：4,800万円 |
| ➤ 貸付期間 | 設備資金15年以内、運転資金8年以内 |
| ➤ 据置期間 | 3年以内 |
| ➤ 貸付利率 | 基準利率（中小企業事業：2.05%、国民生活事業：2.70%）＜令和7年4月現在＞
(※) 貸付期間5年以内の標準的利率、実際の適用利率は担保の有無や信用リスク等により異なる |

②資金繰り・資金調達支援

一資金調達支援

- 自動車サプライチェーンをはじめとする日本企業海外子会社の資金繰り悪化等に対応するため、日本貿易保険（NEXI）の融資保険を通じて日本企業の資金調達を支援。



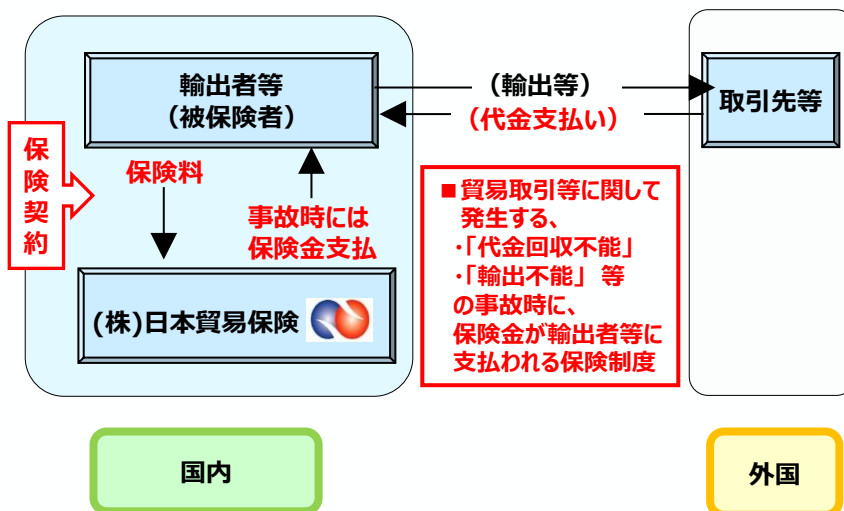
②資金繰り・資金調達支援

一資金調達支援

- 貿易保険は、企業の輸出、投資、融資等の対外取引において生じる民間保険では救済できないリスクをカバーするもの。株式会社**日本貿易保険（NEXI）**が提供。
- 保険金支払事由は、戦争・テロ、経済制裁等が対象となる一方で、一般的な輸入関税措置は保険金支払事由とならないところ、今回の米国の輸入関税措置に起因して、輸出契約が破棄され、代金回収不能等の損失が発生した場合は、保険金支払の対象とする。

※関税措置決定前に有効な保険契約が対象。

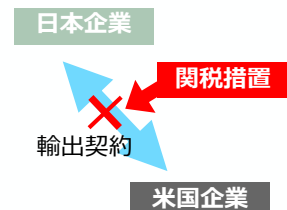
<貿易保険のスキーム>



<米国関税措置に関して保険金が支払われ得ると想定される事例>

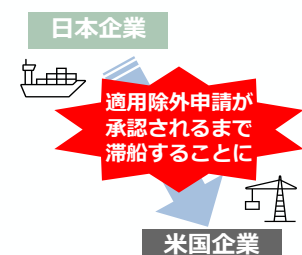
【ケース1】代金回収不能

- ・米国企業により輸出契約がキャンセルされ、代金回収が不能となった。
- ⇒ 回収不能となった損失について保険金を支払い。



【ケース2】輸送費用(滞船料等)の増加

- ・船積み後、関税適用除外の承認が下りるまでの間、現地の港にて滞船することになり、追加的な輸送費用（滞船料等）が発生。
- ⇒ 増加費用事故として追加費用部分の損失について保険金を支払い。



③中堅・中小自動車部品サプライヤーの事業強化

- 中堅・中小の自動車部品サプライヤーに対し、経営アドバイスや各種支援策を紹介する「ミカタプロジェクト」を強力に実施。
- 「ものづくり補助金」（補助上限額最大4000万円、補助率1/2又は2/3）や、「新事業進出補助金」（補助上限額最大9000万円、補助率1/2）について、影響を受けた事業者が出てきた場合には、優先的に採択。

「ミカタプロジェクト」（経産省予算事業：令和7年度当初6.2億円）

全国各地の支援拠点（県産業振興機構や中小機構）による伴走支援



セミナー・実地研修



窓口相談対応



専門家派遣

ステップアップ

新事業進出等 に向けた 設備導入等への補助

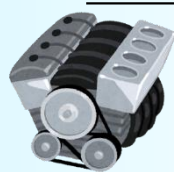


新事業進出等への補助により、
設備投資等を支援

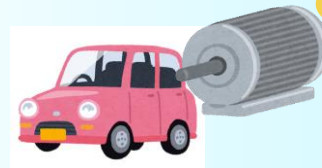
例）新事業進出補助金1,500億円
（既存基金の活用）
生産性革命推進事業3,400億円
等
（R6補正）

相談

中堅・中小自動車部品サプライヤー



例：エンジン部品の製造



例：EV関連部品、
電動車向け軽量部品の製造

攻めの業態転換・
事業再構築を実現



令和 7 年 4 月 3 日

各業界団体等代表者 殿

内閣府
金融庁
財務省
厚生労働省
農林水産省
水産庁
中小企業庁

米国自動車関税措置等に伴う影響を踏まえた金融上の対応等について

官民金融機関等におかれては、累次にわたる要請等も踏まえ、事業者への支援にこれまで着実に取り組んでいただき感謝申し上げます。

今般の米国自動車関税措置等に伴う影響を受ける中小企業・小規模事業者の資金繰り等に重大な支障を来すことがないよう、官民金融機関等に対して、以下の内容の要請をいたしますので、営業担当者をはじめ、貴機関、貴協会会員金融機関等の現場の第一線の職員等に周知・徹底をお願いいたします。

記

米国自動車関税措置等により、中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障が生じないよう、引き続き、事業者の業況や資金需要を積極的に把握し、適時適切な融資・保証、担保徴求の弾力化、既往債務に係る返済猶予や条件変更を含む資金繰り相談に丁寧にかつ親身になって対応すること。その際に、特定の融資・保証制度を限度額まで活用している事業者に対しては、関係機関とも連携しつつ、他の支援制度の活用を検討すること。

特に政府系金融機関においては、新たに設置した特別相談窓口等を通じて、今般、対象要件が緩和されたセーフティネット貸付の活用を積極的に提案するなど、より一層のきめ細やかな資金繰り支援を徹底すること。民間金融機関においては、必要に応じて、早期に政府系金融機関の窓口を紹介するなど、関係機関とも緊密に連携しつつ、丁寧にかつ親身になって事業者の経営相談に応じること。

以 上

雇用の維持を図る事業主を支援します

雇用調整助成金

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由（※）によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業および教育訓練）または出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。教育訓練を実施した場合には、教育訓練費が加算されます。

※ 災害の直接的な被害による事業活動の縮小は「経済上の理由」に該当せず助成対象となりません。

◆支給対象◆

- 支給対象事業主：雇用保険適用事業所
- 支給対象労働者：雇用保険被保険者

ただし、休業等の実施単位となる判定基礎期間（賃金締め切り期間）の初日の前日、または出向を開始する日の前日において、同一の事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月未満の労働者等は対象になりません。

◆主な支給要件◆

- 最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること。
- 雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月間の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上（*）増加していないこと。
* 大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上
- 実施する休業等および出向が労使協定に基づくものであること。（計画届とともに協定書の提出が必要）
- 過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間内の最後の判定基礎期間末日若しくは支給対象期末日（いずれか遅い日）の翌日から起算して一年を超えていること。

◆受給手続き◆（裏面イメージ参照）

- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに事前に計画届を提出することが必要です。
- 初めての提出の際は、雇用調整を開始する日の2週間前をめぐに、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい（最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。）。
- 支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。

助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※ 対象労働者1人あたり 8,635円が上限です。（令和6年8月1日現在）	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算（額）	（1人1日当たり） 1,200円	

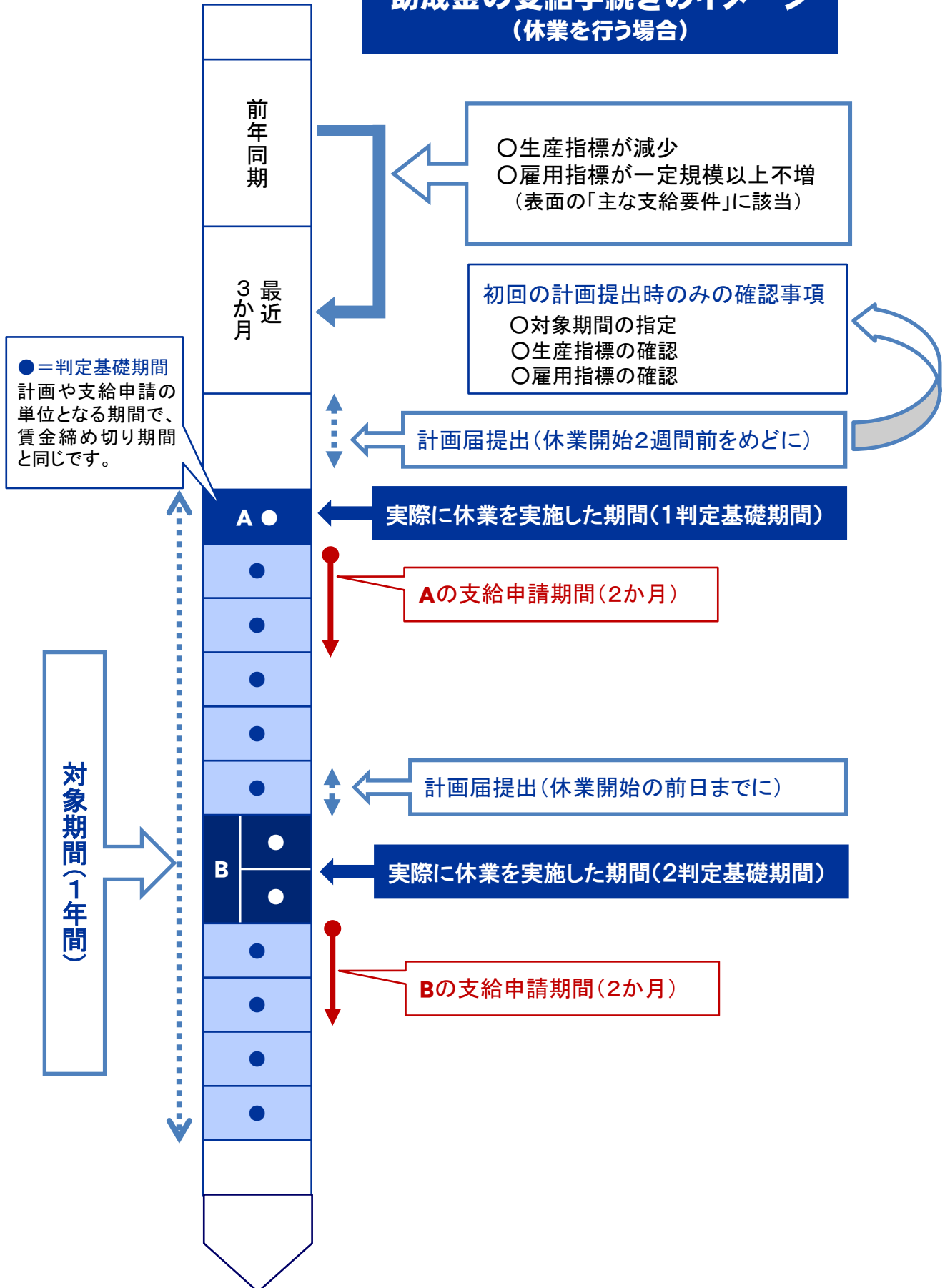
※ 支給限度日数は1年間で100日、3年間で150日

※ 休業等の場合、支給を受けた日数が計30日に達した判定基礎期間の次の判定基礎期間より、当該判定基礎期間における教育訓練の実施率によった助成率及び訓練加算が適用されます。

詳しくは雇用調整助成金ガイドブック（<https://www.mhlw.go.jp/content/000656127.pdf>）をご確認ください。



助成金の受給手続きのイメージ (休業を行う場合)



詳細は、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。